

家屋敷課税

1. 家屋敷とは・・・

地方税法等に基づき、神流町内に家屋敷（※1）、事務所や事業所を有する個人で神流町内に住所を有しない（生活の本拠を有しない）方には、住民税（町県民税）の均等割額（5,700円）が課税されます。

これを家屋敷課税といい、
土地や家屋そのものに対して課税をする固定資産税とは別の性質を有しています。

※1・・・家屋敷とは、地方税法上、自己または、家族の居住の目的で住所地以外の場所に設けられた住宅で、必ずしも自己の所有でなくても、いつでも自由に居住できる状態の建物を言います。

2. 課税の対象は誰？

次のすべてに該当する方が、家屋敷課税の課税対象となります。

- ・毎年1月1日現在、神流町に住民登録がない。
- ・当該年度の町県民税が住所地の市区町村で課税されている。
- ・神流町内に自分または家族が住むことを目的とした自由に居住（※2）できる独立性のある住宅、事務所または事業所（※3）をもっている。

※2・・・「自由に居住」とは、実質的な支配権を持っていることを言い、常に住んでいる必要はありません。

※3・・・独立性のある住宅とは、構造が実質的に独立した家屋と同等であればよく（アパート、マンション等）、必ずしも独立住宅（一戸建て住宅）である必要はありません。

3. どうして、町民ではないのに課税されるの？

一定の居住を持っている場合、そのことゆえに当該自治体から、道路の管理、ゴミの収集、消防など広く各種の行政サービスを受けていることから、たとえ住民登録をされていなくても（他市区町村で課税されていても）一定の負担をしていただくという考え方によるものです。

4. 課税の対象にならない家屋敷とは？

次のような家屋敷は課税の対象にならない場合があります。

- ・現在、他人が居住している場合（居住者の形態にもよりますが、居住者課税の場合があります。）
- ・常に居住できない状態にある（老朽化等が激しく居住が困難）

※最近は利用していないという理由だけでは非課税の対象になりません。

詳しくは下記までご連絡下さい。

神流町役場 住民生活課 民税係 0274-57-2111 (142)